

第2回 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成20年3月13日	参考資料2

社会福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて (案)
--

(案)

社会福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて

目次

I	新たな教育カリキュラム等の内容・・・・・・・・・・	P2
II	教員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P62
III	施設設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P74
IV	実習・演習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P84
V	通信課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P98
VI	情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P106
VII	国家試験の受験資格における実務経験の範囲・・・・・・	P112
VIII	転入学等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P118
IX	施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P120

I 新たな教育カリキュラム等の内容 (実習・演習を除く。)

2

I ー① 新たな教育カリキュラム

1. 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、
 - ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
 - ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
 - ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められている。
2. 今後の社会福祉士の養成課程においては、これらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、
 - ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
 - ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識

3

- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
 - ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
 - ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
 - ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践
- 等を実践的に教育していく必要がある。

3. 以上を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から以下のような視点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等により、1,200時間まで充実を図る。
- 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、660時間まで充実を図る。

4

【教育カリキュラムの構成】

- 教育カリキュラムの構成は、
 - ① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
 - ② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
 - ③ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
 - ④ 「サービスに関する知識」
 - ⑤ 「実習・演習」
 の科目群からなるものとする。
- なお、
 - ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」及び「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」については、社会福祉士に求められる知識及び技術のうち、主に2の①、③、④及び⑥に対応するものとして、
 - ・ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」については、主に2の④及び⑤に対応するものとして、
 - ・ 「サービスに関する知識」については、主に2の②に対応するものとして、
 - ・ 「実習・演習」については、他の講義系科目との連動性にも配慮しつつ、2の①から⑥までの知識及び技術を実践的に習得するものとして、位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。

5

【教育内容（シラバス）】

- 教育内容（シラバス）については、国家試験によって社会福祉士として必要な知識及び技能が評価されることを踏まえ、詳細な内容までは示さないこととし、それらについては、出題基準の中で網羅的に反映させる。

【大学等における指定科目・基礎科目】

- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するが、特に実習・演習に関して教育内容や時間数にばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととする。
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定する。

(新たな教育カリキュラムの全体像)

	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180h)				
人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
心理学理論と心理的支援	30		○	○
社会理論と社会システム	30		○	○
現代社会と福祉	60	60	○	
社会調査の基礎	30		○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180h)				
相談援助の基盤と専門職	60		○	○
相談援助の理論と方法	120	120	○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120h)				
地域福祉の理論と方法	60	60	○	
福祉行政と福祉計画	30		○	○
福祉サービスの組織と経営	30		○	○
サービスに関する知識 (300h)				
社会保障	60		○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
就労支援サービス	15		○	○
権利擁護と成年後見制度	30		○	○
更生保護制度	15		○	○
実習・演習 (420h)				
相談援助演習	150	150	○	
相談援助実習指導	90	90	○	
相談援助実習	180	180	○	
	420	660	22科目	16科目

大学等
のうち、一
科目は三

大学等
のうち、一
科目は三

8

(参考) 現行の教育カリキュラム

科目	時間数		大学等	
	一般養成施設	短期養成施設	指定科目	基礎科目
社会福祉原論	60h		○	○
老人福祉論	60h		○	○
障害者福祉論	60h		○	○
児童福祉論	60h		○	○
社会保障論	60h		3科目のうち 1科目	3科目のうち 1科目
公的扶助論	30h			
地域福祉論	30h			
社会福祉援助技術論	120h	120h	○	
社会福祉援助技術演習	120h	120h	○	
社会福祉援助技術現場実習	180h	180h	○	
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	90h	○	
心理学	30h		3科目のうち 1科目	3科目のうち 1科目
社会学	30h			
法学	30h			
医学一般	60h	60h	○	
介護概論	30h	30h	○	
合計	1,050h	600h	12科目	6科目

9

I ー② シラバスの内容と想定される教育内容の例

※ 時間数については、一般養成施設の場合

1ーa 人体の構造と機能及び疾病(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 - 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要について理解する。 - リハビリテーションの概要について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の成長・発達	○ 身体の成長・発達 ○ 精神の成長・発達 ○ 老化	
	② 心身機能と身体構造の概要	○ 人体部位の名称 ○ 各器官等の構造と機能	・ 頭部、頸部、胸部、背部、腹部、四肢、体幹、脊柱、血管 ・ その他 ・ 血液、呼吸器、消化器、泌尿器、循環器、支持運動器官、内分泌器官、神経系、感覚器、皮膚、生殖器 ・ その他
	③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	○ 国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)への変遷 ○ 心身機能と身体構造、活動、参加の概念 ○ 環境因子と個人因子の概念 ○ 健康状態と生活機能低下の概念	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 健康の捉え方	○ 健康の概念	・ WHO憲章による健康の定義 ・ その他の定義
	⑤ 疾病と障害の概要	○ 疾病の概要	・ 悪性腫瘍、生活習慣病、感染症、神経・精神疾患、先天性・精神疾患、難病 ・ その他
		○ 障害の概要	・ 視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害、精神障害 ・ その他
	⑥ リハビリテーションの概要	○ 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV)の概要	・ 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV) ・ その他
		○ リハビリテーションの概念と範囲	・ リハビリテーションの定義、目的、対象、方法 ・ その他

1-b 心理学理論と心理的支援(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 - 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 - 日常生活と心の健康との関係について理解する。 - 心理的支援の方法と実際について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の心理学的理解	○ 心と脳 ○ 情動・情緒 ○ 欲求・動機づけと行動 ○ 感覚・知覚・認知 ○ 学習・記憶・思考 ○ 知能・創造性 ○ 人格・性格 ○ 集団 ○ 適応 ○ 人と環境	
	② 人の成長・発達と心理	○ 発達の概念	・ 発達の定義、発達段階、発達課題、生涯発達心理、アタッチメント、アイデンティティ ・ 喪失体験 ・ その他
	③ 日常生活と心の健康	○ ストレスとストレスサー	・ ストレスサー ・ コーピング ・ ストレス症状(うつ症状、アルコール依存、燃え尽き症候群(バーンアウト)を含む。) ・ ストレスマネジメント ・ その他

12

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 心理的支援の方法と実際	○ 心理検査の概要	・ 人格検査、発達検査、知能検査、適性検査 ・ その他
		○ カウンセリングの概念と範囲	・ カウンセリングの目的、対象、方法 ・ ピアカウンセリングの目的、方法 ・ その他
		○ カウンセリングとソーシャルワークとの関係	
		○ 心理療法の概要と実際(心理専門職を含む)	・ 精神分析、遊戯療法、行動療法、家族療法、ブリーフ・サイコセラピー、心理劇、動作療法、SST(生活技能訓練) ・ 臨床心理士 ・ その他

13

1-c 社会理論と社会システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ・ 生活について理解する。 ・ 人と社会の関係について理解する。 ・ 社会問題について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 現代社会の理解	○ 社会システム	・ 社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標 ・ その他
		○ 法と社会システム	・ 法と社会規範 ・ 法と社会秩序 ・ その他
		○ 経済と社会システム	・ 市場の概念 ・ 交換の概念 ・ 労働の概念 ・ 就業形態 ・ その他
		○ 社会変動	・ 社会変動の概念、近代化、産業化、情報化 ・ その他
		○ 人口	・ 人口の概念、人口構造、人口問題、少子高齢化 ・ その他
		○ 地域	・ 地域の概念、コミュニティの概念、都市化と地域社会、過疎化と地域社会、地域社会の集団・組織 ・ その他

14

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	② 生活の理解	○ 社会集団及び組織	・ 社会集団の概念、第一次集団、第二次集団、ゲゼルシャフト、ゲマインシャフト、アソシエーション、組織の概念、官僚制 ・ その他
		○ 家族	・ 家族の概念、家族の変容、家族の構造や形態、家族の機能 ・ 世帯の概念 ・ その他
	③ 人と社会の関係	○ 生活の捉え方	・ ライフステージ ・ 生活時間 ・ 消費 ・ 生活様式、ライフスタイル ・ 生活の質 ・ その他
		○ 社会関係と社会的孤立	
		○ 社会的行為	
		○ 社会的役割	
	④ 社会問題の理解	○ 社会的ジレンマ	
		○ 社会問題の捉え方	・ 社会病理、逸脱 ・ その他
		○ 具体的な社会問題	・ 差別、貧困、失業、自殺、犯罪、非行、公害、社会的排除、ハラスメント、DV、児童虐待、いじめ、環境破壊 ・ その他

15

1-d 現代社会と福祉(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ・ 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ・ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ・ 福祉政策の課題について理解する。 ・ 福祉政策の構成要素(福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。)について理解する。 ・ 福祉政策と関連政策(教育政策、住宅政策、労働政策を含む。)の関係について理解する。 ・ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策	○ 福祉制度の概念と理念 ○ 福祉政策の概念と理念 ○ 福祉制度と福祉政策の関係 ○ 福祉政策と政治の関係 ○ 福祉政策の主体と対象	
	② 福祉の原理をめぐる理論と哲学	○ 福祉の原理をめぐる理論 ○ 福祉の原理をめぐる哲学と倫理	
	③ 福祉制度の発達過程	○ 前近代社会と福祉 ○ 近代社会と福祉 ○ 現代社会と福祉	・ 救貧法、慈善事業、博愛事業、相互扶助 ・ その他 ・ 第二次世界大戦後の窮乏社会と福祉、経済成長と福祉 ・ その他 ・ 新自由主義、ポスト産業社会、グローバル化、リスク社会、福祉多元主義 ・ その他
	④ 福祉政策におけるニーズと資源	○ 需要とニーズの概念 ○ 資源の概念	・ 需要の定義、ニーズの定義 ・ その他 ・ 資源の定義 ・ その他

16

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑤ 福祉政策の課題	○ 福祉政策と社会問題 ○ 福祉政策の現代的課題 ○ 福祉政策の課題と国際比較(国際動向を含む。)	・ 貧困、孤独、失業、要援護(児童、高齢、障害、寡婦)、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、リスク ・ その他 ・ 社会的包摂、社会連帯、セーフティネット ・ その他
	⑥ 福祉政策の構成要素	○ 福祉政策の論点 ○ 福祉政策における政府の役割 ○ 福祉政策における市場の役割 ○ 福祉政策における国民の役割 ○ 福祉政策の手法と政策決定過程と政策評価 ○ 福祉供給部門	・ 効率性と公平性、必要と資源、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択とパターナリズム、参加とエンパワーメント、ジェンダー、福祉政策の視座 ・ その他 ・ 政府部門、民間(営利・非営利)部門、ボランティア部門、インフォーマル部門 ・ その他

7

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉供給過程	・ 公私(民)関係、再分配、割当、 行財政、計画 ・ その他
		○ 福祉利用過程	・ スティグマ、情報の非対称性、 受給資格とシティズンシップ ・ その他
	⑦ 福祉政策と関連政策	○ 福祉政策と教育政策	
	⑧ 相談援助活動と福祉政策 の関係	○ 福祉政策と住宅政策	
		○ 福祉政策と労働政策	
		○ 福祉供給の政策過程と実 施過程	

1-e 社会調査の基礎(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。 - 統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。 - 量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。	① 社会調査の意義と目的	○ 社会調査の意義と目的	
	② 統計法	○ 社会調査の対象	
	③ 社会調査における倫理	○ 統計法の概要	
	④ 社会調査における個人情報保護	○ 社会調査における倫理	
	⑤ 量的調査の方法	○ 社会調査における個人情報保護	
		○ 全数調査と標本調査	・ 母集団、標本、標本抽出 ・ その他
		○ 横断調査と縦断調査	
		○ 自計式調査と他計式調査	
		○ 測定	・ 測定の水準、測定の信頼性と妥当性 ・ その他
		○ 質問紙の作成方法と留意点	・ ダブルバーレル質問、パーソナルな質問とインパーソナルな質問 ・ その他
		○ 調査票の配布と回収	・ 訪問面接調査、郵送調査、留め置き調査 ・ その他

20

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 質的調査の方法	○ 量的調査の集計と分析	・ コーディング ・ 単純集計と記述統計、質的データの関連性(クロス集計)、量的データの関連性(散布図、相関と回帰) ・ その他
		○ 観察法	・ 非参与観察法、参与観察法、統制的観察法 ・ その他
		○ 面接法	・ 自由面接法、構造化面接、半構造化面接 ・ その他
		○ 質的調査における記録の方法と留意点	
		○ 質的調査のデータの整理と分析	・ 調査結果の図表化、グラウンデッドセオリーアプローチ ・ その他
	⑦ 社会調査の実施にあたってのITの活用方法		

21

2-a 相談援助の基盤と専門職(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 社会福祉士の役割(総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む)と意義について理解する。 ・ 精神保健福祉士の役割と意義について理解する。 ・ 相談援助の概念と範囲について理解する。 ・ 相談援助の理念について理解する。 ・ 相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ・ 相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ・ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	① 社会福祉士の役割と意義	○ 社会福祉士及び介護福祉士法	・ 定義、義務 ・ 法制度成立の背景 ・ 法制度見直しの背景 ・ その他
	② 精神保健福祉士の役割と意義	○ 社会福祉士の専門性 ○ 精神保健福祉士法	・ 定義、義務 ・ その他
	③ 相談援助の概念と範囲	○ 精神保健福祉士の専門性 ○ ソーシャルワークに係る各種の国際定義	・ 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義 ・ その他
	④ 相談援助の理念	○ ソーシャルワークの形成過程	・ 慈善組織協会 ・ セツルメント運動 ・ その他
		○ 人権尊重	
		○ 社会正義	
		○ 利用者本位	
		○ 尊厳の保持	
		○ 権利擁護	
		○ 自立支援	
		○ 社会的包摂	
		○ ノーマライゼーション	

22

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑤ 相談援助における権利擁護の意義	○ 相談援助における権利擁護の概念と範囲	
	⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲	○ 相談援助専門職の概念と範囲 ○ 福祉行政等における専門職	・ 福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 ・ その他
	⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ	○ 民間の施設・組織における専門職	・ 施設長、生活相談員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員 ・ その他
		○ 諸外国の動向	
		○ 専門職倫理の概念	
	⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	○ 倫理綱領	・ 社団法人日本社会福祉士会倫理綱領、その他職能団体の倫理綱領、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領 ・ その他
		○ 倫理的ジレンマ	
		○ ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な援助の意義と内容 ○ ジェネラリストの視点に基づく多職種連携(チームアプローチ)の意義と内容	

23

2-b 相談援助の理論と方法(120時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について理解する。 - 相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 - 相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する(介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者自立支援法によるサービス利用計画についての理解を含む。) - 相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 - 相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)について理解する。	① 人と環境の交互作用	○ システム理論	- 一般システム理論、サイバネティックス、自己組織性 - その他
	② 相談援助の対象	○ 相談援助の対象の概念と範囲	
	③ 様々な実践モデルとアプローチ	○ 治療モデル ○ 生活モデル ○ ストレングスモデル ○ 心理社会的アプローチ ○ 機能的アプローチ ○ 問題解決アプローチ ○ 課題中心アプローチ ○ 危機介入アプローチ ○ 行動変容アプローチ ○ エンパワメントアプローチ	
	④ 相談援助の過程	○ 受理面接(インテーク) ○ 事前評価(アセスメント)	- インテークの意義、目的、方法、留意点、方法 - その他 - アセスメントの意義、目的、方法、留意点 - その他

24

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 支援の計画(プランニング)	- プランニングの意義、目的、留意点、方法 - 支援方針・内容の説明・同意 - 介護予防サービス計画 - 居宅サービス計画 - 施設サービス計画 - サービス利用計画 - その他
		○ 支援の実施	- 支援の意義、目的、方法、留意点 - その他
		○ 経過観察(モニタリング)と評価	- モニタリングと評価の意義、目的、留意点、方法 - その他
		○ 支援の終結と効果測定	- 支援の終結と効果測定の目的、留意点、方法 - その他
		○ アフターケア	- アフターケアの目的、留意点、方法 - その他
	⑤ 相談援助における援助関係	○ 援助関係の意義と概念 ○ 援助関係の形成方法	- コミュニケーションとラポール、自己覚知 - その他
	⑥ 相談援助のための面接技術	○ 相談援助のための面接技術の意義、目的、方法、留意点	

25

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント	○ ケースマネジメントとケアマネジメントの意義、目的、方法、留意点	
	⑧ アウトリーチ	○ アウトリーチの意義、目的、方法、留意点	
	⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発	○ 社会資源の活用・調整・開発の意義、目的、方法、留意点	
	⑩ ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む。)	○ ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む。)の意義、目的、方法、留意点 ○ 家族や近隣その他の者とのネットワーキング、サービス提供者間のネットワーキング、その他 ○ ケア会議の意義と留意点	
	⑪ 集団を活用した相談援助	○ 集団を活用した相談援助の意義、目的、方法、留意点 ○ グループダイナミックス、自助グループ、その他	
	⑫ スーパービジョン	○ スーパービジョンの意義、目的、留意点、方法	
	⑬ 記録	○ 記録の意義、目的、方法、留意点	
	⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点	○ 個人情報保護法の運用	
	⑮ 相談援助における情報通信技術(IT)の活用	○ IT活用の意義と留意点 ○ ITを活用した支援の概要	

26

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑯ 事例分析	○ 事例分析の意義、目的、方法、留意点	
	⑰ 相談援助の実際(権利擁護活動を含む。)	○ 社会的排除、虐待、家庭内暴力(D.V)、ホームレスその他の危機状態にある事例及び集団に対する相談援助事例(権利擁護活動を含む。)	

27

3-a 地域福祉の理論と方法(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 地域福祉の基本的考え方(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。)について理解する。 ・ 地域福祉の主体と対象について理解する。 ・ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ・ 地域福祉におけるネットワーク(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及びその実際について理解する。 ・ 地域福祉の推進方法(ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。)について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方	○ 概念と範囲	・ 定義 ・ その他
	② 地域福祉の主体と対象	○ 地域福祉の理念	・ 人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂 ・ その他
		○ 地域福祉の発展過程	
		○ 地域福祉における住民参加の意義	
	③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	○ 地域福祉におけるアウトリーチの意義	
		○ 地域福祉の主体	
		○ 地域福祉の対象	
		○ 社会福祉法	・ 地域福祉の推進 ・ その他
		○ 行政組織と民間組織の役割と実際	・ 地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、自治会、ボランティア組織、企業、生活協同組合、農業協同組合 ・ その他
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	・ 社会福祉士、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員、介護相談員、認知症サポーター、その他の者の役割

28

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 地域福祉の推進方法	○ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)	・ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及び実際 ・ その他
		○ 地域における社会資源の活用・調整・開発	・ 地域における社会資源の活用・調整・開発の意義や目的と留意点及びその方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉ニーズの把握方法と実際	・ 質的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他 ・ 量的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
		○ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際	・ 地域トータルケアシステムに必要な要素 ・ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉サービスの評価方法と実際	・ ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価 ・ その他 ・ 福祉サービスの第三者評価事業、ISO、QC活動、運営適正化委員会 ・ その他

29

3-b 福祉行財政と福祉計画(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 福祉の行財政の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。)について理解する。 - 福祉行財政の実際について理解する。 - 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	① 福祉行政の実施体制	○ 国の役割	- 法定受託事務と自治事務 - その他
		○ 都道府県の役割	- 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督 - その他
		○ 市町村の役割	- サービスの実施主体、介護保険制度における保険者 - その他
		○ 国と地方の関係	- 地方分権の推進 - その他
		○ 福祉の財源	- 国の財源 - 地方の財源 - 保険料財源 - 民間の財源 - その他
		○ 福祉行政の組織及び団体の役割	- 福祉事務所 - 児童相談所 - 身体障害者更生相談所 - 知的障害者更生相談所 - 婦人相談所 - 地域包括支援センター - その他

30

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	② 福祉行財政の動向	○ 福祉行政における専門職の役割	- 福祉事務所の現業員、査察指導員 - 児童福祉司 - 身体障害者福祉司 - 知的障害者福祉司 - その他
	③ 福祉計画の意義と目的	○ 福祉計画の意義と目的	
		○ 福祉計画における住民参加の意義	
		○ 福祉行財政と福祉計画の関係	
	④ 福祉計画の主体と方法	○ 福祉計画の主体	
		○ 福祉計画の種類	- 地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画 - その他
		○ 福祉計画の策定過程	- 問題分析と合意形成過程 - その他
		○ 福祉計画の策定方法と留意点	
	⑤ 福祉計画の実際	○ 福祉計画の評価方法	

31